

☆☆ 平成 27 年度鹿児島労働局行政運営方針 ☆☆

— あらまし (労働基準関係) —

鹿児島労働局は、平成 27 年度の労働行政の運営にあたって、全国斉一の行政運営を行うとともに、管内状況から鹿児島労働局として力点をおいて取り組むべき事項を「平成 27 年度鹿児島労働局運営方針」として、次のとおり取りまとめました。

◀働く者の権利を守るために▶

- 法定労働条件の履行確保等
労働基準関係法令の周知・徹底を図り、問題が懸念される事案等についての的確な監督指導等を迅速に実施し、重大又は悪質な事案に対しては厳正に対処します。
- 働き方改革の推進
長時間労働の抑制及び果汁浪々による健康鍾愛防止のため、労働時間、割増賃金等に係る労働基準法の履行、時間外労働の限度基準の順守等について、的確に監督指導を実施します。
- 最低賃金制度の適切な運営
鹿児島県で適用される最低賃金の周知・徹底とその着実な履行確保に取り組みます。
- 労働災害防止
災害が多発している業種及び事故の型に着目して、労働災害防止団体や業界団体との連携等により、具体的な災害防止対策の指導やリスクアセスメントの実施促進を図ります。
- 職場における健康確保
化学物質を取り扱うすべての事業者に対して、化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報 (SDS) 交付義務対象物質のリスクアセスメントの実施が義務化されることを踏まえ、制度の周知と関係法令順守の徹底を図るとともに、改正労働安全衛生法に基づき平成 27 年 12 月 1 日から施行されるストレスチェック制度の周知徹底を図りつつ、メンタルヘルス対策の普及を促進します。
- 労災保険給付の迅速・適正な処理
迅速・適正な補償・救済の的確な実施について、今後とも取り組みます。

◀労働保険料等の適正な徴収▶

適正な保険料の申告・納付が行われるよう、事業主、事業主団体等に対する周知・広報に努め、労働保険未手続事業場の把握、加入指導による未手続事業の一掃に取り組みます。

引き続き、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

☆☆ 労働関係法令の改正情報ポイント ☆☆

- ◆パート労働法 (H27. 4. 1 施行)
 - パートタイム労働者の公正な待遇の確保
 - パートタイム労働者の納得性を高めるための措置
 - パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060383.html>)
- ◆労働安全衛生法
 - 化学物質のリスクアセスメントの実施義務化 (H28. 6 までに施行予定)
 - ストレスチェック制度の創設 (H27. 12. 1 施行)
 - 受動喫煙防止措置の努力義務 (H27. 6. 1 施行)
 - 重大な労働災害を繰り返す企業に対する措置 (H27. 6. 1 施行)
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anken/an-ei hou/)
- ◆労働安全衛生規則 (H27. 7. 1 施行)
 - 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加 (安全衛生特別教育規程の一部改正予定)
 - 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実 (床材と建地とのすきまは 12cm 未満など)
 - 鋼管足場に係る規定の見直し
 - 注文者による足場又は作業構台の点検義務の充実
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069009.html>)
- ◆専門的知識等を有する有期労働者等に関する特別措置法 (H27. 4. 1 施行)
 - 高度な専門的知識等を有する有期雇用労働者及び定年後引き続き雇用される有期雇用労働者に対する労働契約法の特例
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/keiyaku/kaisei/index.html)

平成 27 年度の労働保険の年度更新の手続期間は、6 月 1 日～7 月 10 日です。

働き方・休み方改善ポータルサイト
～ 効率的に働いてしっかり休むために～
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。
(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト
(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)
■労働災害統計 ■災害事例
■リスクアセスメントの実施支援システム
■化学物質 ■免許・技能講習

あんぜんプロジェクト
(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)
労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

労災かくしは犯罪です。
労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。



第 87 号
H27. 4. 16

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP
(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金は
>>1時間 678円
(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourai_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html)

労働条件相談ほっとライン
長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受けします。
はいい らうどう
0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト
「こころの耳」
(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集
(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourai_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)